第五節 糖業事情

明治初期の状況

た。「鹿児島県史」は次のように述べている。を占める糖業について手をゆるめるわけにはいかなかっはずはなかった。とすると、藩・県の財政に大きな比重明治になってからとて、藩・県の財政が急に好転する

行覚束なく、政府貸下の合札の年賦返納その他の支出も莫大で、行覚束なく、政府貸下の合札の年賦返納その他の支出も莫大で、所位との風評で、三島合せて例年の大島一島の出産高にも及ばず。加之当年は外国産黒砂糖の渡来のため相場が著しく下落しているので、明年新砂糖の到着迄の間の繰回しは甚だ困難となず。加之当年は外国産黒砂糖の渡来のため相場が著しく下落しているので、明年新砂糖の到着迄の間の繰回しは甚だ困難とないるので、明年新砂糖の到着迄の青に入り、他の平年であった。 三年(明治)三月十九日会計局申告によれば、前年数度の大高に三年(明治)三月十九日会計局申告によれば、前年数度の大三年(明治)三月十九日会計局申告によれば、前年数度の大三年(明治)三月十九日会計局申告によれば、前年数度の大三年(明治)三月十九日会計局申告によれば、前年数度の大三年(明治)三月十九日会計の

知れず、ここに藩財政は殆んど危機に曝された……。」はおろか、或は再び銀主を依頼し借財を加重せねばならぬやも特に徴兵経費は巨額に上って居り、このままに進めば借財整理

「島中黍地反別ノ儀、人々諸持高并山野地、男女へ割掛毎年出留」から抜粋することにする。(段落・句読点は筆者)徴人に提出した文書の控え「大蔵省御官員様御方へ書職にあった土持政照氏が、租税調査のため来島した大蔵職にあった土持政照氏が、租税調査のため来島した大蔵職にあった土持政照氏が、明治初期のわが沖永良部の実このような状況のもと、明治初期のわが沖永良部の実

四月中壹番草取、六月中貳番草取九月中三番草取為仕申候。四月中壹番草取、六月中貳番草取九月中三番草取為仕申候。外方ヨリ届出申候へハ、戸長・副戸長・黍横目立会毎坪見分分才方ヨリ届出申候へハ、戸長・副戸長・黍横目立会毎坪見分分才方ヨリ届出申候へハ、戸長・副戸長・黍横目立会毎坪見分分才方ヨリ届出申候へハ、戸長・副戸長・黍横目立会毎坪見分分才方ヨリ届申出候へハ、新差付場所毎二付何反何畦何某ト作人名前書記札ヲ為立。戸長・副戸長・黍横目立会作人精粗ノ見分致シ、九八月比黍横目回村、作見舞・功才召列レ地面取調竿人致シ、九八月比黍横目回村、作見舞・功才召列レ地面取調竿人致シ、九八月比黍横目回村、作見舞・功才召列レ地面取調竿人致シ、九八月比黍横目回村、作見舞・功才召列レ地面取調竿人致シ、九八月比黍横目回村、作見舞・功才召列レ地面取調竿人致シ、九八月比黍横目回村、作見舞・功才召列レ地面取調竿人致シ、九八月・大田では、一日では、1000円では

大、右見賦糖ヲ以テ島中入ノ諸品併侭樽調文仕候へハ、樽北、右見賦糖ヲ以テ島中入ノ諸品併侭樽調文仕候へハ、樽北、在・底蓋・帯竹相添差下サレ候ニ付、御詰役様方の論島役々木・底蓋・帯竹相添差下サレ候ニ付、御詰役様方の静行砂糖覚人、黍横目・作見舞不断木屋へ馳回り、砂糖合ハ勿底が包拾六斤ノ焼印押調作人へ渡置候へハ、銘々受取ノ上樽口事子・掟出張・帳面通無親疎配当仕候へハ、銘々受取ノ上樽口事子・掟出張・帳面通無親疎配当仕候へハ、銘々受取ノ上樽口事子・掟出張・帳面通無親疎配当仕候へハ、追々砂糖覚を屋へ底がおり入、黍横目・作見舞不断木屋へ馳回り、砂糖合ハ勿持行砂糖覚人、黍横目・作見舞不断木屋へ馳回り、砂糖合ハ勿論島役々木・底蓋・帯竹相添差下サレ候ニ付、御詰役様方のか糖り換を見いた。

致、黍横目封印ニテ船頭立合分銅例ヲ以テ掛渡相成申候。見舞・書役毎樽糖位見分致シ、蓋ノ上へ見分ト書記候上目張為人・御在番所書役貳人・筆子壹人・其外掛渡相成、村々掟并作其時モ御詰役様御壹人・戸長壹人・副戸長壹人・黍横目ニ

公務として行われたのも藩政時代の継承である。をなめる。また、本来商取り引きであるべきものが、重要なめる。また、本来商取り引きであるべきものが、重要なめる。また、本来商取り引きであるべきものが、重要なめる。また、本来商取り引きである。県の財政を安定されている。

二 島民の負債

百四十六万斤余の未払いがあったからである。(当時はできなかった。というのは、保護会社に対する物品代糖許可されている。しかし、それを直ちに実施することははいち早く明治五年(一八七二)に、砂糖の自由売買をはいち早く明治五年(一八七二)に、砂糖の自由売買をはいた。

翌七年二月以降の金銭通用が予知されていたためか)とすべて未払い分にあてると島民の生活が成り立たなくをすべて未払い分にあてると島民の生活が成り立たなくをすべて未払い分にあてると島民の生活が成り立たなくたる。それで明治六年、物品代は三ヵ年で金納、租米代なる。それで明治六年、物品代は三ヵ年で金納、租米代は島に上った。(当時奄美諸島で金銭は使用されていないったので、金納を願い出すというのは解釈に苦しむ。

本の恩人と言わなければならないだろう。 しかし、県としても財政が苦しい折なので許可される しかし、県としても財政が苦しい折なので許可される とに沖永良部流謫当時義兄弟の契りを結んでいた西郷隆 とに沖永良部流謫当時義兄弟の契りを結んでいた西郷隆 とに沖永良部流謫当時義兄弟の契りを結んでいた西郷隆 できた。さらに、同年大島を巡視した県令は、島民の余 できた。さらに、同年大島を巡視した県令は、島民の余 できた。さらに、同年大島を巡視した県令は、島民の余 できた。さらに、同年大島を巡視した県令は、島民の余 できた。さらに、同年大島を巡視した県令は、島民の余 できた。さらに、同年大島を巡視した県令は、島民の余 とて、土持政照は単に沖永良部のみでなく、大島郡民全 して、土持政照は単に沖永良部のみでなく。 本の恩人と言わなければならないだろう。

しかし、これも一時の恩恵であって低収入・高物価へしかし、これも一時の恩恵であって低収入・高物価へしかし、これも一時の恩恵であって低収入・高物価へしかし、これも一時の恩恵であって低収入・高物価へしかし、これも一時の恩恵であって低収入・高物価へしかし、これも一時の恩恵であって低収入・高物価へしかし、これも一時の恩恵であって低収入・高物価へしかし、これも一時の恩恵であって低収入・高物価へしかし、これも一時の恩恵であって低収入・高物価へしかし、これも一時の恩恵であって低収入・高物価へしかし、これも一時の恩恵であって低収入・高物価へしかし、これも一時の恩恵であって低収入・高物価へしかし、これも一時の恩恵であって低収入・高物価へしかし、これも一時の恩恵であって低収入・高物価へしかし、これも一時の恩恵であって低収入・高物価へしかし、これも一時の恩恵であって低収入・高物価へ

ように述べている。三十六年八月二十一・二十二日の鹿児島新聞は、次の

「大島郡民、目下負ふ所の債務百万円を下らず。而して之が、「大島郡民、目下負ふ所の債務百万円を下らず。而して之が、場合によって死するものの、則ち郡民の生命は一に繋で借や、極言すれば大島郡民は実に借金に依て生れ、借金に依て活や。極言すれば大島郡民は実に借金に依て生れ、借金に依て活め、借金によって死するものの、則ち郡民の生命は一に繋で借き、借金によって死するものの、則ち郡民の生命は一日を下らず。而して之が「大島郡民、目下負ふ所の債務百万円を下らず。而して之が「大島郡民、目下負ふ所の債務百万円を下らず。而して之が「大島郡民、目下負ふ所の債務百万円を下らず。而して之が

「大島郡金利の昂貴なること殆ど驚くに堪へたり。………ニカ「大島郡金利の昂貴なること殆ど驚くに堪へたり。………」ち百万円の負債に対し四十万円以上の利子を誅求せられ………則ち百万円の負件の取引をなすも三割の利子を誅求せられ………則ち百万円の負本を返済し能はざるものは更に利子を本金に加へ、年三割の利本を返済し能はざるものは更に利子を本金に加へ、年三割の利本を返済し能はざるものは更に利子を本金に加へ、年三割の利力を返済しました。

三 政府の糖業保護

交易に従事した。 良部商会が設立された。沖永良部に支店を置き、産糖の良部商会が設立された。沖永良部に支店を置き、産糖の明治七年(一八七四)十一月、鹿児島市易居町に沖永

護に乗り出す第一歩であった。 綿糖共進会が開催された。これは明治政府が黒糖助成保に十三年(一八八〇)、二月から四月にかけて大阪で

もする悪習が行われ、そのため声価を落としつつあったと定められていたが、厚板・土礫等でこれを三十斤余に同十四年(一八八一)、旧来、砂糖樽の風袋は十六斤

達した。
ので、八月、大島郡長は樽詰めの厳正、斤量の正確を諭

糖製造も民心を得ることができなかった。
に派遣して甘蔗栽培改良の手続きを示した。また、宮里に派遣して甘蔗栽培改良の手続きを示した。また、宮里正静を讃岐式甘蔗搾汁機を携えて大島に出張させ、十七正静を讃岐式甘蔗搾汁機を携えて大島に出張させ、十七正静を讃岐式甘蔗搾汁機を携えて大島に出張させ、十七正静を讃岐式甘蔗栽培改良の手続きを示した。また、宮里糖製造も民心を得ることができなかった。

を上回っていたのである。

万三千斤である。藩政時代も喜界島の産糖高は沖永良部万三千斤である。藩政時代も喜界島の産糖高は沖永良部明治元年からこの年までの沖永良部産糖高は年平均百

四 糖業集談会の時代

振興を図った。開庁に際しての告諭で県令は次のように島金久支庁を置き、支庁長に新納忠三を任命して糖業の県は明治十八年(一八八五)十月、郡役所を廃して大

述べている。

「………旧藩制中、殊二厳制ヲ布キ以テ保護奨励ヲ務ム。故「………旧藩制中、殊二厳制ヲ布キ以テ保護奨励ヲ務ム。故ニ窮困ノ域ニ沈淪セントス。………今ニシテ之以テ増加シ、遂ニ窮困ノ域ニ沈淪セントス。經藩以降其ノ制ヲあ回復ヲ図ラスニハ数年ヲ出スシテ又救フ可ラサルノ惨状ヲ見カ回復ヲ図ラスニハ数年ヲ出スシテ又救フ可ラサルノ惨状ヲ見ルニ至ラン………。」

た。 長は多方面にわたる糖業振興策を実施することになっ 長い時代となっていたのである。したがって、新納支庁ない時代となっていたのである。したがって、新納支庁もはや、藩政時代の継続である強制労働では功を奏し

戸長・副戸長と協力して糖業振興にあたらせた。各区に受け持ち委員・補助委員を配し、勧業委員を置き、まず、郡を五農区(沖・与両島は第五農区)に分け、

証を貼付して売買させた。 十九年春から、砂糖の品質を勧業委員が監別し、審査

上・販路の拡張を図ろうとしたものであった。の意見を集約実施して、もって砂糖の増産と品質の向で開き、続いて糖業集談会を開催した。これは島民自身同年七月、大島各島砂糖品評会を金久村(現名瀬市内)

当時の郡は、藩政時代に比して甘蔗畑千八十六町、産当時の郡は、藩政時代に比して甘蔗畑千八十六町、産 当時の郡は、藩政時代に比して甘蔗畑千八十六町、産 当時の郡は、藩政時代に比して甘蔗畑千八十六町、産 当時の郡は、藩政時代に比して甘蔗畑千八十六町、産 当時の郡は、藩政時代に比して甘蔗畑千八十六町、産

一方、当時の郡民は多額の借財があり、その返済は大一方、当時の郡民は多額の借財があり、その返済は大い。新納支庁長は政府と折衝した結果、十一月に十万円い。新納支庁長は政府と折衝した結果、十一月に十万円い。新納支庁長は政府と折衝した結果、十一月に十万円い。新納支庁長は政府と折衝した結果、十一月に十万円が交付されたので、これが、政府が郡糖業のために金を出した表初である。

金六拾万余円ノ負債ヲ荷フハ元品物ノ高価ナルト不当ノ付け金の超高利を怒り、それに対する島民の「今日全郡それである。彼は鹿児島糖商が扱う商品の高価格と、貸さて、この年には一つの事件があった。新納の罷免が

て罷免された。 大島に出張店を設けて砂糖の売買に従事 大山の荒廃を憂えた。その解決のための大阪の豪商阿部 大山の荒廃を憂えた。その解決のための大阪の東西に従事 大山の荒廃を弱いた。

よって大島から排除しようと意図したのである。となどが問題であった。県は阿部組を認可せぬことにはすべて支庁長の認可を受けなければならないとしたことなどが問題であった。その内容に藩政時代を思島糖業組合規則」が出された。その内容に藩政時代を思島のような状況下の四月、県令第三九号をもって「大

圧制主義ヲ継ギタルモノニシテ人民ノ自由ヲ束縛スルモこれに対して郡民の反応は「三十九号ノ県令ハ藩代ノ

こ。
こ十一年 (一八八八)、この年度から大島郡は県からた。
この制度は郡の糖業のみならず産業・経済そであった。この制度は郡の糖業のみならず産業・経済そであった。この制度は郡の輔助は別として、大島郡の財は簡単に言えば、国からの補助は別として、大島郡の財は簡単に言えば、国からの補助は別として、大島郡の財は簡単に言えば、国からの補助は別として、大島郡は県からであった。

事集談会を金久で開催することが恒例となり、品質の向普及していった。また、毎年砂糖品評会、引き続いて農このころから、在来の甘蔗より優れた読谷山種が漸次

用に供した。

用に供した。

用に供した。

の年、すべて払いさげを受けて篤志者の使出張した。県はこれの貸与を受けて生産者の参考に供し験のため、度々農商務省吏員が製糖器械を携えて大島に験のため、度々農商務省吏員が製糖器械を携えて大島に上、農事の改良を図るなど自主的な施策が続けられた。

ることを支庁に出願した。製糖を分離し、適当な場所を選定して製糖器械を設置す製糖を分離し、適当な場所を選定して製糖器械を設置す二十四年(一八九一)十二月、臨時集談会で甘蔗作と

を議決して金久に設置せしめた。 二十五年、六月の臨時集談会で甘蔗栽培の試験所の件

六年の製糖期から大がかりな改良事業を実施した。派遣、支庁も香川・宮崎などから技術者を招き、翌二十濃林省および県は糖業改良のため技師各一名を大島に

定の寸法・量目によって製造させることにした。不評判なので樽の自家製を禁じ、樽製造人を選定して一不評判なので樽の自家製を禁じ、樽製造人を選定して一たとにした。また、砂糖樽が粗製乱造となり中央市場でことにした。また、砂糖樽が粗製乱造となり中央市場でこ十六年、十一月の郡集談会で、その下部祖織として

二十七年七月、鹿児島糖商組合および県商工会議所は

左記の旨の意見書を知事に提出した。

思下の製糖総高は、大島六万、永良部一万八千、喜界 三千、桜島八千樽、その他七百五十樽、計十六万九千二 百五十樽である。その価格は、従前は沖縄より高かった のに今では逆に低くなっている。これは本県の砂糖が粗 のに今では逆に低くなっている。これは本県の砂糖が粗 のである。県の特産物の声価を回復するためには、まず めである。県の特産物の声価を回復するためには、まず めである。県の特産物の声価を回復するためには、まず かだりでは逆に低くなっている。 製乱造なうえ、量目が不同で、樽に生木を使っているた 製まである。県の特産物の声価を回復するためには、まず かたある。県の特産物の声価を回復するためには、まず かたある。と等を規定せられるよう希望する。

うになった。

一十八年、今年度以降、砂糖樽は法的に規正されるより糖に対する付加税率を三割以上とするよう陳情した。
島郡代表者が農商務・大蔵両大臣に対し、租税改正の際、島郡代表者が農商務・大蔵両大臣に対し、租税改正の際、の進出等の問題が加わるようになった。この年の末、大の進出等の問題が加わるようになった。

役場区域に勧業委員一名を置き、農事・植林等をつかさ 八月、郡勧業委員規程を定めた。それによって毎戸長

らせた。
どらしめ、特に砂糖樽および荷造り・製糖・売買にあた

明治十八年から三十年までの十三年間の年産糖高の平 明治十八年から三十年までの十三年間の年産糖高の平 りしている。

五 郡農会と模範場の時代

飛躍的に発展せしめた人である。いうより、積極的な陣頭指揮と干渉によって県の農業を彼は勧農知事とも称された人で、県民の自発性に待つと一三十一年(一八九八)、時の県知事は加納久宜であった。

ようなことである。 四月以降、彼が大島郡振興策として実施したのは次の

組織した。
() 農事集談会を解散し、郡農会と二十二の方農会を

糖品評会を開催した。

(二) 三十一・三十二年は金久で、それ以降は各島で砂

せて、一般農民の耕作の標準とした。

(三) 各農会に試験田畑・堆肥場・改良農具等を付属さ

議員を農会議員とした。
四 島庁に勧業課を置き、その課長に警察課長をあて

の他の重要物産の品評会が開かれた。古仁屋で、三十六年、沖永良部で郡農会、砂糖およびそ三十三年、徳之島で、三十四年、喜界で、三十五年、

場を篠川村に、喜界島支場を早町村に、徳之島支場を阿三十五年七月、大島糖業模範場を金久村に、瀬戸内支

会・製糖審査会に奨励金を出すことになった。月から、郡糖業奨励規則により、甘蔗競作会・肥料品評布木名村に、沖永良部支場を和泊村に置いた。また、同

し糖業巡回講話の制度を設けた。 また、農事巡回教師十一名、糖業教授人二十二名を配

糖業模範場の事業としては糖業伝習生の養成もあった。伝習生は甲種・乙種に分け、甲種は農学校もしくはた、田種は三十六年度から実施した。乙種養成の事業はら、甲種は三十六年度から実施した。乙種養成の事業は後に糖業改良事務局・糖業試験場へと引き継がれ、大正役に糖業改良事務局・糖業試験場へと引き継がれ、大正人年までに五百五十一名を出した。乙種養成の事業はしたのは笠利村(二十六)、和泊村(五十五)の三村のみで沖永良部は全体の二十七パーセント十五)の三村のみで沖永良部は全体の二十七パーセント十五)の三村のみで沖永良部は全体の二十七パーセント十五)の三村のみで沖永良部は全体の二十七パーセント十五)の三村のみで沖永良部は全体の二十七パーセント

建議書を各大臣に提出した。 三十六年四月、鹿児島商工会議所は次のような趣旨の

生産高は年七千五百六十万斤、代価三百七十八万円に対入糖に押されている。最近の統計表でみると両県の黒糖実施の結果、両県の糖業者は重税に苦しみ、だんだん輸黒糖は鹿児島・沖縄両県の特産物であるが、消費税法

正を決行されたい。

入を導く結果になるだろう。実情調査のうえ、同法の改のまま放置すれば両県の糖業はついに全滅して外糖の輸し、税金は実に七十五万六千円の多額に上っている。こ

なった。
共同製糖場、甘蔗栽培地開墾にも奨励金を出すことに共同製糖場、甘蔗栽培地開墾にも奨励金を出すことに

影響を受けて下落し、金融逼迫の状、名状するの辞なし」影響を受けて下落し、金融逼迫の状、名状するの辞なし」地の金融界、砂糖は消費税の為めに下落し、紬は時局の人月、鹿児島新聞の「大島郡名瀬通信」の記事に「当

これに対抗するための手段であった。これに対抗するための手段であった。砂糖は農民がより有利と思う所を自由に選んで販売するというのがたてまえであるが、実際には糖商の数が少なく、協議して低価格でしか講入しないため、の数が少なく、協議して低価格でしか講入しないため、これに対抗するための手段であった。

良部支場が廃止された。三十八年三月、大島糖業模範場の瀬戸内・喜界・沖永

この年から、金融機関としての浪速銀行の、汽船の増

になった。

八月、模範肥料製造所建設にも補助金を交付することその結果、生産者は一樽につき一円の増収となった。
砂糖同業組合による大阪市場への共同試売を実施した。便という条件を得て、四十年までの三年間、大島郡農会

し、大正八年までに二百二十八万余本を配布した。三十八・三十九年度に模範場から読谷山種苗を配付

三十一年から三十九年までのうち、沖永良部産糖高の三十一年から三十九年までのうち、沖永良部は年平均二百五十二万八千斤、喜界は二百七十八万七千斤。これを十八年から三十年までと比べると、沖永良部は六十七万四千斤、喜界は八十五万八千斤の増収となっている。依然として喜界が上位で、しかもその差は七万八千斤から、二十五万九千斤とで、しかもその差は七万八千斤から、二十五万九千斤と大きくなっている。これは、そのころから沖永良部産糖高の三十一年から三十九年までのうち、沖永良部産糖高の三十一年から三十九年までのうち、沖永良部産糖高の三十一年から三十九年までのうち、沖永良部産糖高の三十一年から三十九年までのうち、沖永良部産糖高の三十一年から三十九年までのうち、沖永良部産糖高の三十一年から三十九年までのうち、沖永良部産糖高の三十一年から三十九年までのうち、

六 糖業改良事務局と販売組合

明治四十年(一九〇七)四月、七島糖業模範場が廃止

設置された。され、本局を沖縄に置く糖業改良事務局の大島出張所が

砂糖の共同委託販売は同組合の継続事業となった。七月、産業組合法により大島郡販売組合が設置され、

一棟が完成した。一棟が完成した。一様の貯蔵庫が建造された。沖永良部では四十年和に、四十二年与和に、四十三年知名に、四十四年度までを請願してこの月許可された。そのため四十四年度までを請願してこの月許可された。そのため四十四年度までは正確、四十二年与和に、四十三年知名に、四十四年沖泊に、四十二年与和に、四十三年知名に、四十四年沖泊に、四十二十四年の日本の地域の

の郡販売組合倉庫を建設した。また、島尻海岸に十八坪牛馬で運搬できるようにした。また、島尻海岸に十八坪十二月、砂糖積み降ろしに不便な沖泊の道路を改修し、

綱安は次のように述べている。 き下げが実現した。このことについて時の和泊村長土持き下げが実現した。このことについて時の和泊村長土持同四十二年三月、砂糖消費税一部改正の結果、その引

九円七十二銭五厘に当り申候。斯くの如きは之を既往に生じ、之を現在の戸数千六百戸に割当れば実に一戸平均四十挺とせば、無慮一万五千百六十二円五十銭の余裕を「仮りに本村本年度の産糖高を予想通り一万二千五百

徴するも殆んど其例を見ざる処に有之候……」

の購入、負債返却のための貸与等に活用した。肥料・種苗および改良農具の購入、改良製精舎建築用材け、砂糖生産額に応じて貯金をなさしめ、それでもってこれを契機として和泊村は「砂糖消費税記念会」を設

同四十三年「大島郡製糖改良器具機械購入補助規程」同四十三年「大島郡製糖改良器具機械購入補助規程」により、牛馬用は直径一尺六寸以上、水車用は一尺二寸は全体の二十七十三の五村であった。大正八年までに補助購入した台数は五百七十二。五十台以上を購入したのは喜界した台数は五百七十二。五十台以上を購入したのは喜界した台数は五百七十二。五十台以上、水車用は一尺二寸により、牛馬用は直径一尺六寸以上、水車用は一尺二寸により、牛馬用は直径一尺六寸以上、水車用は一尺二寸により、牛馬用は直径一尺六寸以上、水車により、

一トンを購入した。

一トンを購入した。

なお同組合は在庫糖を出荷す購入も扱うこととなった。なお同組合は在庫糖を出荷すまの年、販売組合を信用販売購買組合と改称し、共同

の実験をした。大正七年までの結果により、販売肥料代とそれに販売肥料を併用した畑を各村に設け、甘蔗栽培島庁事業としては、「廐 肥・緑肥等のみを使用した畑

ことを実証した。を計算に入れてもそれを併用した方が農家の増収になる

当時の状況を「鹿児島新聞」は次のように述べている。当時の状況を「鹿児島新聞」は次のように述べている。も、一旦手を出したる騎虎の勢ひ意地づくにて対戦するもの、或は手を引くの遠からずやも知れずと伝ふる者あもの、或は手を引くの遠からずやも知れずと伝ふる者あるも、事実奈何にや。

大島郡民生活状態の改善也。我は、之を祝す。五十八万六千百二十一円に減少す。これ取りも直さず、八十万六千五百二円の多額なりしが、明治四十一年には、八十万六千五百二円の多額なりしが、明治四十一年には、

斤へと大幅に縮少している。 喜界が上位であるが、その差は二十五万九千斤から七万 喜界は六十五万七千斤の増収である。依然として

参考文献

沖永良部島沿革誌 操坦勁編 大十刊
本良部島沿革誌 操坦勁編 大十刊
を開発のを表す。 場所は 大正□年刊
・ は、 大島郡糖業関係例規集県立図書館を美分館昭五十一復刻
・ は、 大島郡状態書 浜上謙翠 明二十六刊
・ 大島郡状態書 浜上謙翠 明二十六刊
・ 大島郡状態書 浜上謙翠 明二十六刊